

特定非営利活動法人 日本エステティック機構
エステティシャン試験制度に対する認証事業における申請受理規程

当機構が定めた「エステティシャン試験制度に対する認証基準」（以下「認証基準」）に基づいて、以下の申請受理規程を定める。

（申請書類）

第1条 エステティシャン試験制度に対する認証申請をおこなう機関（以下申請機関）は、認証基準に基づき、当機構へ以下の書類を提出する。

1. 申請書（申請様式 001）
2. 申請機関の登記簿謄本（ない場合は代表者の住民票）
3. 申請機関の印鑑証明書（ない場合は代表者の印鑑証明書）
4. 申請機関の定款
5. 申請機関の代表者、及び主たる運営者の経歴書（申請様式 002）
6. 申請機関の試験制度管理運営責任者（以下管理運営責任者）の経歴書（申請様式 003）
7. 認証基準第 2 項第 5 号に関する誓約書（申請様式 004）
8. 申請日の 3 か月以内に受診した、代表者及び管理運営責任者の健康診断書（受診項目は、労働安全衛生法における定期健康診断の項目に準ずる）
9. 試験制度概要書（申請様式 005）

（申請機関）

第2条 申請機関は、認証基準第 2 項に該当し、定款等で当該事業が営利目的ではないことを謳っていること。

（代表者・管理運営責任者の欠格事項）

第3条 申請機関の代表者及び管理運営責任者は、以下の各項に該当しないこと。

1. 申請日の過去 5 年以内に、解散又は破産した法人の代表者。（民事再生法・会社更生法・特別清算適用会社を含む）
2. 現在、破産している者、または民事再生法等の適用を受けている者。
3. 現在、補助、補佐及び後見の宣告を受けている者。
4. 申請日の過去 5 年以内に、その他事業の運営に関わり行政処分・違法行為のあった法人の代表者または個人。

（受理審査）

第4条 本事業の受理審査は、当機構のエステティック試験制度に対する認証部門審査委員会が行い、受理の可否を決定する。

以上